

# きちっと居宅介護支援事業所 居宅介護支援サービスのご紹介(重要事項説明書)

## 1 サービス目的

居宅介護支援サービスは、主に介護保険制度を利用されるご利用者を対象に、様々な障害を抱えながらも住み慣れたご自宅で自立した日常生活がおくれますよう、ご利用者の心身の状態に応じた、またご家族の希望に沿った「居宅サービス計画」作成などを行うものです。

## 2 サービスの担当者

ご利用者の相談に応じる担当者は、厚生省令で定められた試験に合格し、研修を修了した下記の介護支援専門員が担当しますので、ご不明の点などありましたら、なんでもお気軽にご相談下さい。

- 担当者名 佐藤文恵(主任介護支援専門員)
- 電話番号 053-437-9033
- FAX 番号 053-482-9323

## 3 きちっと居宅介護支援事業所の概要

### (1) 居宅介護支援事業所の指定状況及びサービス提供地域

|             |  |       |                         |
|-------------|--|-------|-------------------------|
| 事業所名        | きちっと居宅介護支援事業所 遠鉄バス花川運動公園行 瑞穂小下車  |       |                         |
| 所在地         | 浜松市中央区高丘北3丁目11-17 電話053-437-9033   |       |                         |
| 介護保険指定番号    | 2277101991   | 指定年月日 | H.16.3.1 更新年月日 R.4.3.01 |
| 通常のサービス提供地域 | 浜松市中央区 葵西・葵東・高丘北・高丘西・高丘東・小豆餅・萩丘<br>初生・三方原・泉・和合・幸・住吉・和地山・文丘・城北・鹿谷<br>佐鳴台・富塚・曳馬・入野・大平台 |       |                         |

法人 有限会社きちっと  
代表 代表取締役 佐藤文恵  
居宅介護支援事業 管理者 佐藤文恵

### (2) 当事業者の特徴(運営方針)

きちっと居宅介護支援事業所は、いままで暮らしてきたその場所で、ご利用者やご家族にとって <美味しく食べ、気持ちよく出し、愉しく過ごし、心地よく眠れる> 当たり前の毎日の生活の質を保ち、継続するために、個別性にあわせたきめの細かい対応で、皆様のお手伝いをさせていただきます。

### (3) 介護支援専門員等の体制

| 区分                 | 常勤   | 主な職務内容             |
|--------------------|------|--------------------|
| 管理者<br>(主任介護支援専門員) | 1名   | ケアマネジメント業務の総括・代表   |
| 介護支援専門員            | 1名以上 | ケアマネジメント業務の企画調整・実施 |

### (4) 営業日・営業時間

|       |          |
|-------|----------|
| 月・土・日 | 9時から17時  |
| 水・金   | 13時から17時 |
| 木     | 9時から12時  |

休業日

|              |
|--------------|
| 火・祝日         |
| 12月29日から1月3日 |

#### (5) 課題分析と展開

課題分析標準項目(23項目:2023年度改訂版)に基づき、ICFの視点を加えたアセスメントとし、適切なケアマネジメント手法を適宜活用する。

#### (6)、自己決定の支援

「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」(平成30年3月)、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン」(平成30年6月厚労省より発出)に則して、自己決定の支援を行います。

### 4 居宅介護支援の利用申し込みから介護サービス提供までの主な流れ

#### (1) ご利用者から居宅介護支援サービスの利用申し込み



(2) ご利用者のご自宅を訪問し、ご利用者の心身の状態や置かれている環境等調査情報収集し、可能な限りご自宅で自分らしく自立した日常生活がおくれますよう、解決すべき課題を把握・分析します。



(3) ご利用者やご家族の方が、どのような介護サービスをどの程度の頻度でご利用し、どんな暮らしをしたのかをお伺いします。



(4) 上記(2)の解決すべき課題や(3)のご希望を考慮し、サービス提供プラン原案をいくつかご提案します。サービス担当者会議等主治医やサービス事業者と協力し、合意形成ののちサービス計画書(1)~(3)表作成・交付し、ご利用者に適した1ヶ月単位の介護サービスの利用計画である「サービス利用票(居宅サービス計画)」を作成します。  
また、介護サービスを利用された際に、ご利用者が負担することとなる利用料の内訳を記載した「サービス利用票別表」を作成しますので、併せてご確認の上、ご了解をいただきます。



(5) 「サービス利用票(居宅サービス計画)」に基づき、介護サービスが計画的に提供されます。



(6) 介護サービス提供開始後も、継続的にご利用者の心身の状態や介護サービスの実施状況を把握し、随時「サービス利用票(居宅サービス計画)」の見直し変更を行います。  
実施状況をモニタリングのため、原則月1回以上の面接を行います。

### 5 介護サービスを受けるにあたっての重要事項

- (1) ご利用者にお渡しした「サービス利用票」と異なる事業者からサービスを受ける場合やサービス内容を変更する場合には、必ず担当の介護支援専門員にご連絡下さい。
- (2) ご連絡がないと、ご判用者が一旦費用の全額を立て普えていただく場合があります。被保険者資格を喪失した場合や要介護状態区分の変更、給付制限等があった場合など、現在お持ちの被保険者証に変更があったときには、必ず担当の介護支援専門員にご連絡下さい。
- (3) 医療介護の連携の重要性から、体調管理や生活リハビリテーション、栄養・口腔衛生や服薬管理等、健康上の変化・医療系サービスの利用等、必要時は速やかに医療機関やサービス事業者と連携致します。医療機関へ入院又は入所となった場合には速やかに、担当の介護支援員の所属、名前を入院入所先へお伝え下さい。入退所時には必要に応じてかかり

つけ医のほか入院担当医等との連携も行います。また、科学的介護の推進の観点から、事業者より提供されたデータ・フィードバック情報をケアマネジメントに活用します。情報共有や助言指導を得る方法には ICT の活用も含み、必要に応じてウェブ会議、診療医・歯科医等へ通院時に同席する場合があります。

- (4)利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者はサービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能で、事業者はその説明を義務とします。福祉用具貸与・購入等の一部選択性については専門職の助言も加えた上で利用者の意向を尊重します。
- (5)利用者の意思に反して一部のサービス事業所のみをケアプランに位置付けることは適切ではないことから、サービス事業所や利用については事業者が十分説明し利用者の同意を得てプランへ位置づけます。
- (6)生活支援中心型訪問介護の利用において事業者は、自立支援と制度の適切な運営上、全国平均の一定以上訪問頻度が多い場合は、市へ届出・検証を行い適正化に務めます。またサービス付き高齢者住宅等の居住者について、プランに位置付けられるサービスが自立支援につながる効果や妥当性について、保険者等が行う点検・検証に協力します。
- (7)ケアマネジメントの公正中立性の確保のため、前 6 か月間の介護情報公表システム運営情報をサービス開始時および6か月1回 事業所毎サービス利用状況(別紙2)を作成し、理解を促すよう努めます。

#### **6 居宅サービス計画の作成以外に提供できるサービスの内容**

当事業所では、「居宅サービス計画」の作成以外に、ご利用者の依頼に基づき、次のサービスを提供することができますので、お気軽にご相談下さい。

- (1)ご利用者の依頼に基づき、市町村の窓口、「要介護認定の申請(新規・変更・更新)」を代行します。ただし、代行にあたっては、手続き上、ご利用者の被保険者証をお預かりすることになります。
- (2)ご利用者の依頼に基づき、市町村の窓口、「居宅サービス計画作成依頼届出書」の提出を代行します。ただし、代行にあたっては、手続き上、ご利用者の被保険者証をお預かりすることになります。
- (3)居宅サービス計画の作成、作成後の変更や調整などの管理、サービス事業者との連絡調整、介護保険施設への紹介など、ご利用者やご家族の意向を確認し、状況の変化に応じて対応をいたします。
- (4)その他、介護保険制度や保健医療介護福祉サービス全般に関するご相談に応じます。

#### **7 居宅介護支援の利用料金**

##### (1)利用料

地域区分 浜松市 7級地 → 1単位 単価 10.21円 になります。

○要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額保険給付されます。したがってご利用者の負担はありません。ご利用者へのサービス計画書等のコピー代金は無料です。要介護認定申請代行の費用は無料です。

○ただし、保険料の滞納等により法定代理受領ができない場合には、介護報酬の告示上の額(別紙1参照)をご負担いただくことになります。

## (2) 交通費

上記 3(1)における通常のサービスの実施区域にお住まいのご利用者は無料です。

○それ以外の地域にお住まいのご利用者は、介護支援専門員がご自宅を訪問する都度、交通費のみ費として、実施地域を越えた地点から、片道1kmごとに50円を、ご負担いただくこととなります。費用支払いについては文書にて事前に説明した上で同意のご署名をいただいてから、毎回現金にてお支払いいただきます。

## 8 サービスの終了について

ご利用者の都合でサービスを終了する場合ご利用者はいつでも契約の解約ができますが、以下の場合には、解約料をいただきます。

|  |
|--|
| ア 契約後、居宅サービス計画作成段階途中でのご利用者の申し出により解約した場合<br>1件 介護報酬の告示上の額 |
|--|

|                                       |
|---------------------------------------|
| イ 市町村への居宅サービス計画の届け出終了後に解約した場合解約料は不要です |
|---------------------------------------|

|                                      |
|--------------------------------------|
| ウ その他解約により当業者に不測の損害を生じさせる場合 アに準じた解約料 |
|--------------------------------------|

この他当事業者は、ご利用者がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めるときは、直ちにこの契約を解除することができます。

○当事業者の都合でサービスを終了する場合、人員不足等、止むを得ない事情によりこのサービスを終了させていただく場合がございます。この場合は、サービスの提供終了1ヶ月前までに文書でご利用者に通知するとともに他の指定居宅介護支援事業者等に関する情報をご利用者に提供いたします

### 自動終了

次の場合には、自動的にサービスを終了します。

ア ご利用者が介護保険施設等に入院または入所した場合

イ ご利用者の要介護認定区分が非該当(自立)・要支援1・2と認定された場合

ウ ご利用者が亡くなった場合

ただし、退院時等に行って死亡により居宅サービス等の利用に至らなかった場合には提供実績があった場合と同等に取り扱い、居宅介護支援費を請求する場合があります。

## 9 事故及び災害・感染症慢延時の業務継続の対応

居宅介護支援の提供時に、ご利用者に事故及び災害、感染症慢延等の発生時には、各種マニュアルおよび厚労省からの通達・ガイドラインに則りすみやかにトリアージを行い、市町・地域包括支援センターや関係機関と適切に必要な措置を講じ対応を致します。

## 10 秘密の保持

「居宅サービス計画」を作成する中で知り得たご利用者やご家族の情報は、ご了解なしに他人に漏らすことはありません。個人情報保護方針に則り、個人情報の利用目的に関する同意書にてご了解いただくこととします。お申し出により利用目的の変更が可能です。個人情報保護相談窓口までお申し出下さい。

## 11 サービス内容に関する苦情やハラスメント、虐待・身体拘束(疑いを含む)への対応

(1) ご利用者に提供した居宅介護支援全般に関するご相談や苦情及びハラスメント、虐待・身体拘束(疑いを含む)に関する訴え、及び「サービス利用票(居宅サービス計画)」に基づいて提供した介護サービスに関する同様の訴え、ご相談は、早い段階でご遠慮なく、下記までご連絡下さい。人命確保、法令遵守、人権尊重の立場から、事業所として対策チームマニュアルに従い、迅速な対応につとめます。

相談窓口担当者 佐藤文恵

電話番号 053-437-9033 携帯番号090-8155-9119

FAX番号 053-482-9323 メール kichitto@gmail.com

|       |          |
|-------|----------|
| 月・土・日 | 9時から17時  |
| 水・金   | 13時から17時 |
| 木     | 9時から12時  |

- (2) ご利用者は、当事業所以外に、圏域の地域包括支援センター、浜松市中央区役所および浜松市役所介護保険課、静岡県国保連合会などへ相談できます。当事業所の担当者が対応について相談や報告をする場合もあります。

浜松市役所 健康福祉部介護保険課 電話053-457-2374

静岡県国民健康保険連合会 電話054-253-5590

## 12 その他 重要事項

- (1) 介護保険制度は、平成 12 年4月1日から始まりました。このため、ご利用者のご依頼に基づき作成する居宅サービス計画表は平成12年4月以降、変更・改訂された新しい計画書式内容となっていますので予めご承知おき下さい。
- (2) 平成 17 年1月より「痴呆」の呼称変更に伴い、「認知症」に表現使用を変更します。
- (3) 平成19年4月政令市移行に伴い、所在及びサービス地域に 中区 を追加しました。  
また、11(2)浜松市役所に健康福祉部を追加し、電話番号を修正しました。
- (4) 平成 24 年 4 月1日より浜松市は地域区分が 6級地 と変更になりました。
- (5) 平成 27 年 4 月 1 日より浜松市は地域区分が 7級地 と変更になりました。
- (6) 令和 6 年 1 月 1 日より浜松市は行政区の再編に伴い、所在及びサービス地域の中区は中央区に変更となりました。
- (7)令和 6 年 4 月 1 日より中央区内サービス提供地域の一部町名記載を変更しました。

|                  |        |
|------------------|--------|
| 平成 23 年 1 月 1 日  | 一部改定する |
| 平成 23 年 3 月 15 日 | 一部改定する |
| 平成 23 年 6 月 30 日 | 一部改定する |
| 平成 24 年 4 月 1 日  | 一部改定する |
| 平成 27 年 1 月 1 日  | 一部改定する |
| 平成 30 年 4 月 1 日  | 一部改定する |
| 令和 3 年 4 月 1 日   | 一部改定する |
| 令和 6 年 1 月 1 日   | 一部改定する |
| 令和 6 年 4 月 1 日   | 一部改定する |

重要事項説明確認書

令和 年 月 日

(事業者)

居宅介護支援の提供に当たり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

所在地 浜松市中央区高丘北三丁目11-17

名称 きちっと居宅介護支援事業所

電話番号 053-437-9033

説明者 印

(利用者)

この説明書により、居宅介護支援に関する重要事項の説明を受けました。

住所

氏名 印

電話番号

(代理人)

住所

氏名 印

電話番号